

7 施 設

「エソール広島」は、女性の地位向上と社会参画活動の拠点施設として、旧婦人会館跡地に建設されました。民間活力の導入による土地の高度な利用を図る目的で、広島県、広島県歯科医師会、広島県国民健康保険団体連合会、広島県住宅供給公社の四者が共同で建設した複合施設です。

なお、「エソール」は、フランス語で「飛躍・発展」を意味しています。

(1) 施設概要

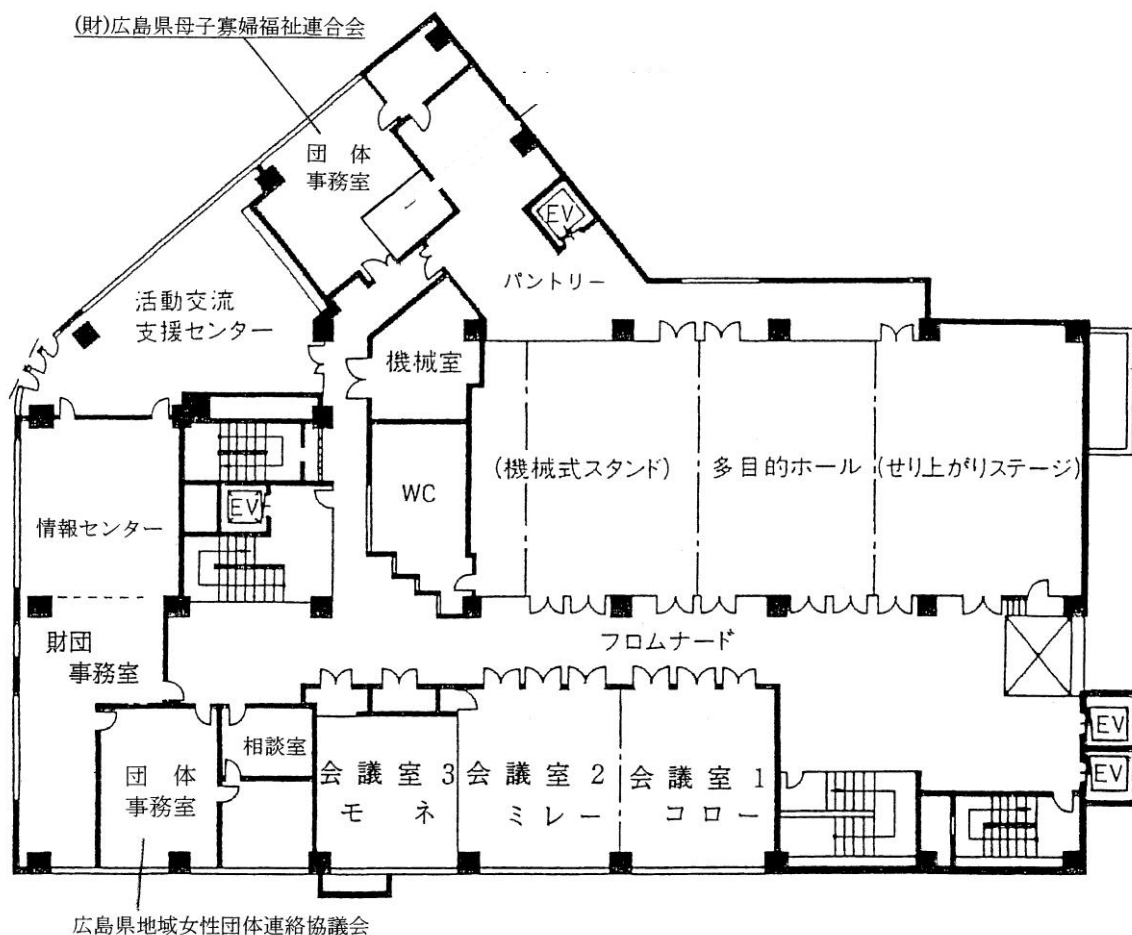
所在地	広島市中区富士見町 11 番 6 号
所有者	広島県(地階, 1・2・3・9 階), 広島県歯科医師会(4 階), 広島県国民健康保険団体連合会(5・6 階) 広島県住宅供給公社(7・8 階)
管理運営	広島県女性総合センター(広島県が区分所有する地階, 1・2・3 階及び9 階部分)については, 公益財団法人広島県男女共同参画財団
規模構造	鉄骨鉄筋コンクリート造, 地下2 階・地上9 階, 塔屋1 階
延床面積	10,178.75 平方メートル(うち広島県分 5,798.11 平方メートル)
敷地面積	1,523.33 平方メートル
総事業費	20 億 7 千 4 百万円(広島県女性総合センター関係分)
着工日	昭和 62 年 8 月 8 日
竣工日	平成元年 3 月 30 日

(2) 各階構成

9 階	広島県女性総合センター(貸事務室)
8 階	広島県住宅供給公社(単身赴任者用賃貸マンション)
7 階	広島県住宅供給公社(単身赴任者用賃貸マンション)
6 階	広島県国民健康保険団体連合会(広島県自治総合研修センター)
5 階	広島県国民健康保険団体連合会(広島県自治総合研修センター)
4 階	広島県歯科医師会(歯科衛生士専門学校)
3 階	広島県女性総合センター(研修室, 調理実習室, 音楽・体育室, 和室(茶室)等)
2 階	広島県女性総合センター(財団事務室, 情報・交流・相談, 貸会議室等)
1 階	広島県女性総合センター(相談部門, 収益事業部門事務室, レストラン等)
地下1 階	広島県女性総合センター(駐車場)
地下2 階	広島県女性総合センター(駐車場, 機械室)

《2 階》

- ◎ 多目的ホール…定員 300 人。講演、会議、大小パーティのほか各種催しの会場として多目的な利用のできる施設や装置を設置
- ◎ 財団事務室、情報センター、活動交流支援センター、貸会議室等



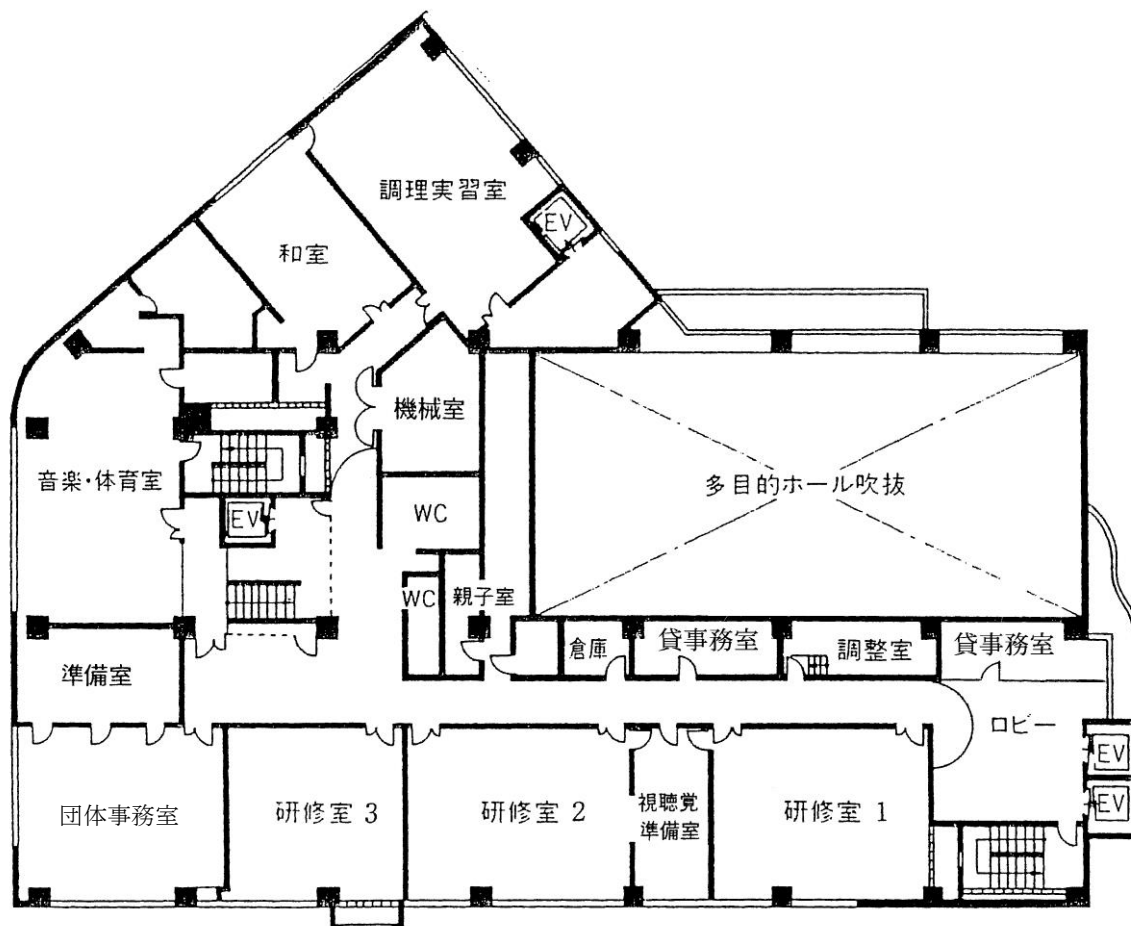
(単位：㎡，人)

名 称	面 積	定 員	設 備
財 団 事 務 室	53.55	—	
情 報 セ ン タ ー	52.36	—	円卓、図書・雑誌、テレビ、ビデオ
活 動 交 流 支 援 セ ン タ ー	85.84	30	会議机、テレビ、ビデオ、DVDプレーヤ、白板、活動ボックス、コピー、印刷機、パソコン
団 体 事 務 室	95.11	—	
会 議 室 1 コ ー	54.86	40(60)	
会 議 室 2 ミ ー	56.87	40(60)	インターネット接続可能、各種情報機器・音楽機器・映像設備・備品等有料にてご用意
会 議 室 3 モ ネ	46.39	24(45)	
多 目 的 ホ ー ル	285.70	180(300)	
パ ン ト リ ー	99.89	—	3分割使用可能、舞台・階段席

※ 定員の () は椅子のみの場合

《3 階》

- ◎ 研修室，音楽・体育室，工作室，和室(茶室)，調理実習室
 (多様なニーズに対応した各種カルチャー教室として，貸教室を利用できる。)



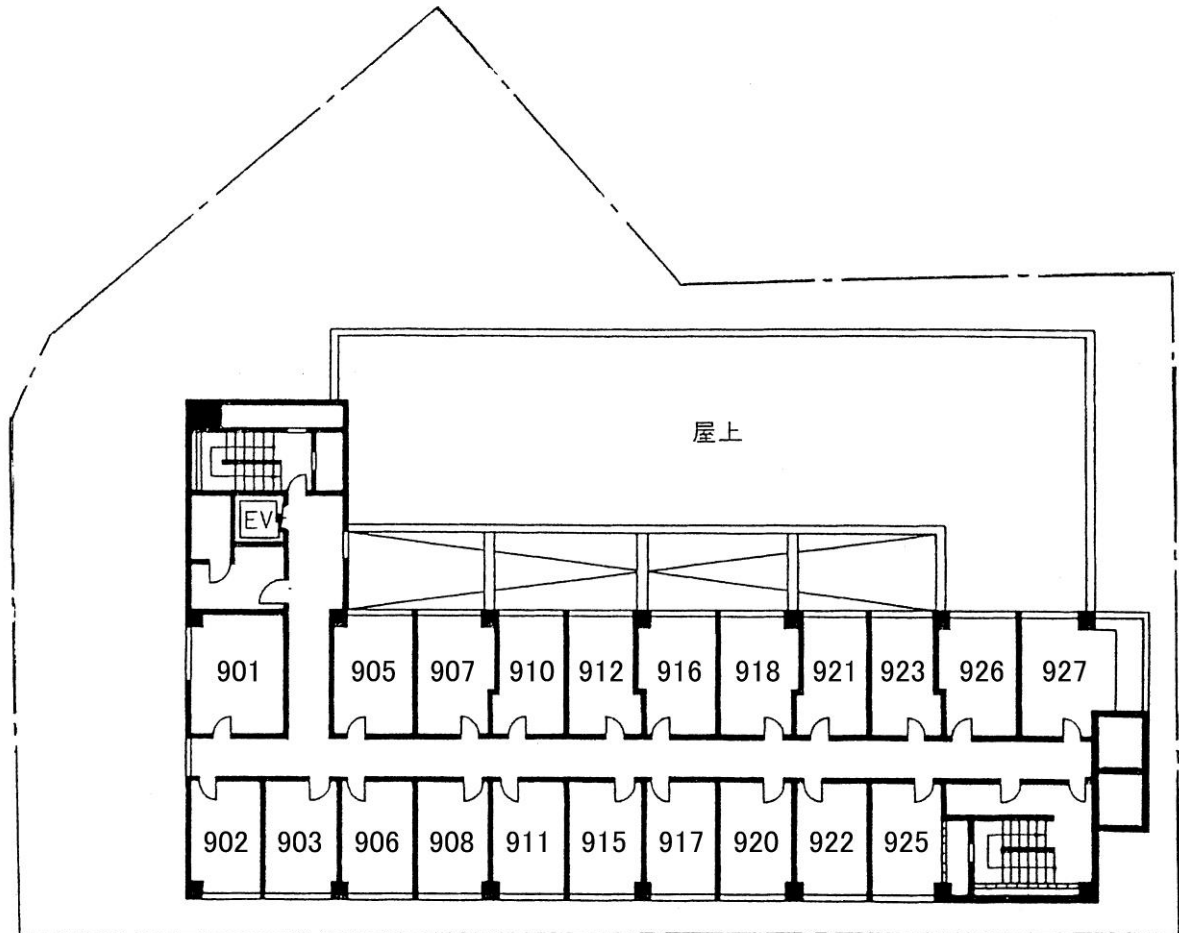
(単位：㎡，人)

名 称	面 積	定 員	設 備
研 修 室 1	74.10	45	インターネット接続可能，各種情報機器・音楽機器・映像設備・備品等有料にてご用意
研 修 室 2	74.10	45	
研 修 室 3	58.38	30	
音 楽 ・ 体 育 室	121.06	30	15 畳 準備室併設
和 室	52.30	15	
調 理 実 習 室	80.40	37	
親 子 室	10.40	—	
貸 事 務 室	98.59	—	

《9 階》

◎ 貸事務室

男女共同参画の推進に関わりの深い団体に利用していただけます。



(4) 開館時間

(公益事業部門)

室名等	開館時間
広島県男女共同参画財団事務室 エソール広島情報センター 活動交流支援センター 電話相談室	午前9時30分から午後6時15分まで 午前10時から午後6時まで 午前9時から午後9時まで 午前10時から午後4時まで

(収益事業部門)

室名等	営業時間
貸ホール・貸会議室・貸研修室 駐車場 レストラン(委託)	午前9時から午後9時まで 24時間 午前11時30分から午後3時まで (パーティに限り午後10時まで)

(5) 休業日

区分	休業日
公益事業部門	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水曜日 (電話相談は水・日曜日休業) ・ 第3日曜日 ・ 12月29日～1月3日 ・ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
収益事業部門	12月30日～1月3日